

資料4-5-4

環政評発第 121226301 号

平成 24 年 12 月 26 日

経済産業大臣 殿

環境大臣

(仮称) 津軽十三湖風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する
環境大臣意見について (回答)

平成 24 年 10 月 1 日付け 20121001 商第 22 号をもって意見を求められた
標記について、別紙のとおり回答する。

(仮称) 津軽十三湖風力発電事業に係る環境影響評価準備書
に対する環境大臣意見

本事業は、くろしお風力発電株式会社（以下「事業者」という。）が青森県五所川原市、つがる市及び北津軽郡中泊町において、総出力最大34,500kW（定格出力2,300kW級の風力発電設備最大15基）の風力発電所を新設する事業である。

対象事業実施区域は、津軽国定公園に指定された十三湖の南側に位置する農業地域及び森林地域であり、津軽国定公園に隣接し、対象事業実施区域の一部が青森県指定岩木川河口鳥獣保護区に位置する。

対象事業実施区域には、一級河川である岩木川の支川が流れ、多様な水生動植物が生育・生息し、十三湖を含む対象事業実施区域及びその周辺はオジロワシやミサゴ、チュウヒ等の希少な猛禽類やガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の飛来、オオセッカ等の希少な鳥類の生息等が確認されている地域である。

本準備書は、経済産業省資源エネルギー庁の風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（平成24年6月6日）に基づき作成されたものであるが、本年10月1日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第340号。以下「改正政令」という。）が施行され、風力発電所の設置又は変更の工事業が、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象事業に追加されたことに伴い、改正政令施行以降は、経過措置により法に基づく準備書としてみなされている。このため、本事業に係る今後の手続については、法に基づいて行われることとなる。

対象事業実施区域及びその周辺はガン・カモ・ハクチョウ類等の主要の渡りのルート及び飛来地であり、オジロワシやミサゴ、チュウヒ等の希少な猛禽類やオオセッカ等の希少な鳥類の生息環境として重要な地域であること、本準備書によると、「マガンの埒・餌場の移動による年間の衝突数は777.82羽、渡りによる衝突数は年に337.38羽」と予測されていることから、本対象事業実施区域での風力発電事業による、特にマガン等の渡り鳥に対する環境影響は著しいものとなる蓋然性が高く、マガン等の渡り鳥の埒・採餌場や移動経路に位置する対象事業実施区域に風力発電設備を設置する限り、著しい環境影響を回避・低減することは困難であり、本準備書に記載された環境保全措置では、環境影響の回避・低減は不十分である。

そのため、マガン等の渡り鳥などの採餌場・移動経路等に位置する対象事業実施区域の位置の変更を基本として、事業計画の見直しを行う必要がある。

なお、マガン等の渡り鳥などに対する影響の回避が行われることを前提として、環境影響評価手続を進めるに当たっては、本事業による環境影響ができる限り回避・低減されるよう、以下の措置を適切に講ずる必要がある。

1. 環境影響評価書の作成に当たっての全般的な留意事項について

環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、法、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び「発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行

うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。)に従い、必要な事項を遺漏なく記載すること。

特に、本準備書においては、対象事業の目的並びに工事計画、土地利用計画、造成図面及び伐採木の位置及び規模等の対象事業の内容の詳細が記載されておらず、環境影響評価を実施するに当たっての基本的な諸元が不足していることから、それらを評価書作成までに確定し、再度、予測及び評価を実施し、環境保全措置の検討に当たって環境影響の回避・低減に努めること。

2. 環境影響評価の項目の選定の再検討について

本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、環境影響評価の項目の選定について再検討すること。

特に、「生態系」及び「廃棄物等」については、事業実施に伴う環境影響が懸念されることから、それぞれ環境影響評価の項目として選定し、適切な環境影響評価を実施すること。

更に、工事の実施における「工所用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」及び「造成等施工による一時的な影響」を影響要因とする項目についても必要に応じて選定項目とし、適切な環境影響評価を実施すること。

3. 環境影響評価の予測・評価結果の再検討について

主務省令において、評価に当たっては、環境への影響が「事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうか」及び「環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか」を検討することとされているが、本準備書において、上記の観点が反映されていない箇所が見られる。

このことから、評価書の作成においては、評価に係る根拠や経緯を明確にし、科学的かつ客観的な予測及び評価とするよう、全体的に記載を見直すこと。

4. 騒音及び低周波音について

騒音及び低周波音については、必要に応じて、風力発電設備等の配置等を含めた環境保全措置について再検討するとともに、事業者が講ずる環境保全措置による影響の低減効果について定量的に予測及び評価すること。

特に、低周波音についてはその影響や対策の効果に不確実性があることから、騒音及び低周波音の事後調査の実施及びその結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、例えば、稼働時間の調整等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

5. 動物、植物及び生態系について

(1) 水生動植物に対する環境影響評価について

対象事業実施区域及びその周辺に位置する河川等には、多様な水生動植物が生育・生息しており、本事業に伴う埋立て等の土地改変、工事中の水の濁りの発生及び発電設備が設置された河川の流況の変化等による影響が懸念されることから、適切な予測・評価を実施するとともに、環境保全措置及び事後調査を

検討すること。

環境保全措置の検討に当たっては、専門家の意見聴取を踏まえるとともに、個体の移植・移動等の代償措置を優先的に検討するのではなく、原則として環境影響の回避・低減を検討すること。

(2) その他、動物、植物及び生態系に対して講じる措置について

1) 追加調査の実施について

動物及び植物の調査については、調査期間や調査範囲、調査地点等調査の手法の設定について、専門家の意見聴取を踏まえて再検討し、評価書の作成に当たっては、必要な項目・内容を補完するための追加調査を実施すること。

特に、秋季の渡りの状況調査及び植物の調査手法(調査期間及び調査範囲等)については、専門家の意見聴取を踏まえて適切な追加調査を実施すること。

追加調査の結果、重要な種への影響が確認された場合においては、専門家の意見聴取を踏まえつつ、評価書の作成に当たって予測・評価を行うこと。

2) 定量的な予測の実施について

動物及び植物の予測においては、重要な種の確認位置と改変区域を重ね合わせるなど、可能な限り定量的な手法を用いて予測を行うこと。

3) 環境保全措置及び事後調査の再検討について

1)～2)に基づく調査及び予測の結果を踏まえ、環境保全措置及び事後調査を再検討すること。環境保全措置の再検討に当たっては、対象事業実施区域の一部が青森県指定岩木川河口鳥獣保護区に位置していることに鑑みて、動物、植物及び生態系に対する環境影響を可能な限り回避し、低減する観点から、風力発電設備等の配置等を含めて検討し、事後調査を確実に実施すること。

特に、本地域においては、オジロワシやミサゴ、チュウヒ、オオセッカ等の猛禽類や渡り鳥等が確認されており、その個体数は多数であること、鳥類等の衝突に関する予測については不確実性が大きいことから、専門家の意見を踏まえ、事後調査を実施すること。また、事後調査の実施手法及び事後調査の結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、例えば、秋から春にかけての渡来期の稼働停止等、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関への連絡、死亡・傷病個体の搬送及び関係機関による原因分析への協力を行うとともに、広く情報を共有することでより良い風力発電施設のあり方について、事業者を含めた関係者が検討できるよう努めること。

6. 景観について

事業対象区域は津軽国定公園に隣接しており、国定公園内の利用施設から眺望対象を見た場合に、その景観に影響を与えることが懸念されることから、可視領域のうち津軽国定公園の利用施設計画が存在する箇所については、主要な展望地として設定し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

7. 事後調査結果の公表について

事後調査を実施した場合には、事後調査の結果について公表すること。また、事後調査の結果に応じて、追加的な環境保全措置を実施した場合は、その結果も含めて公表すること。